

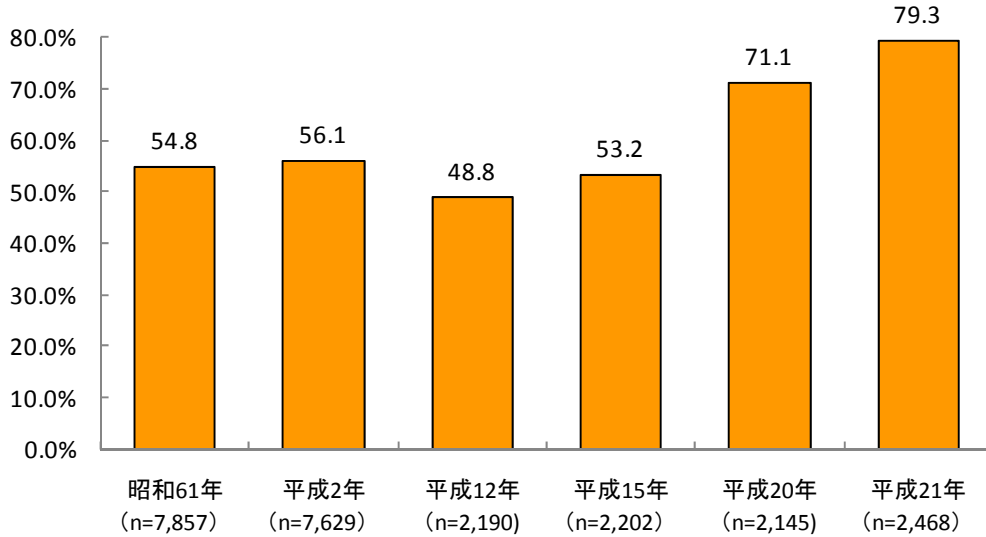
動物愛護管理基本指針の点検（第2回）について

参考資料

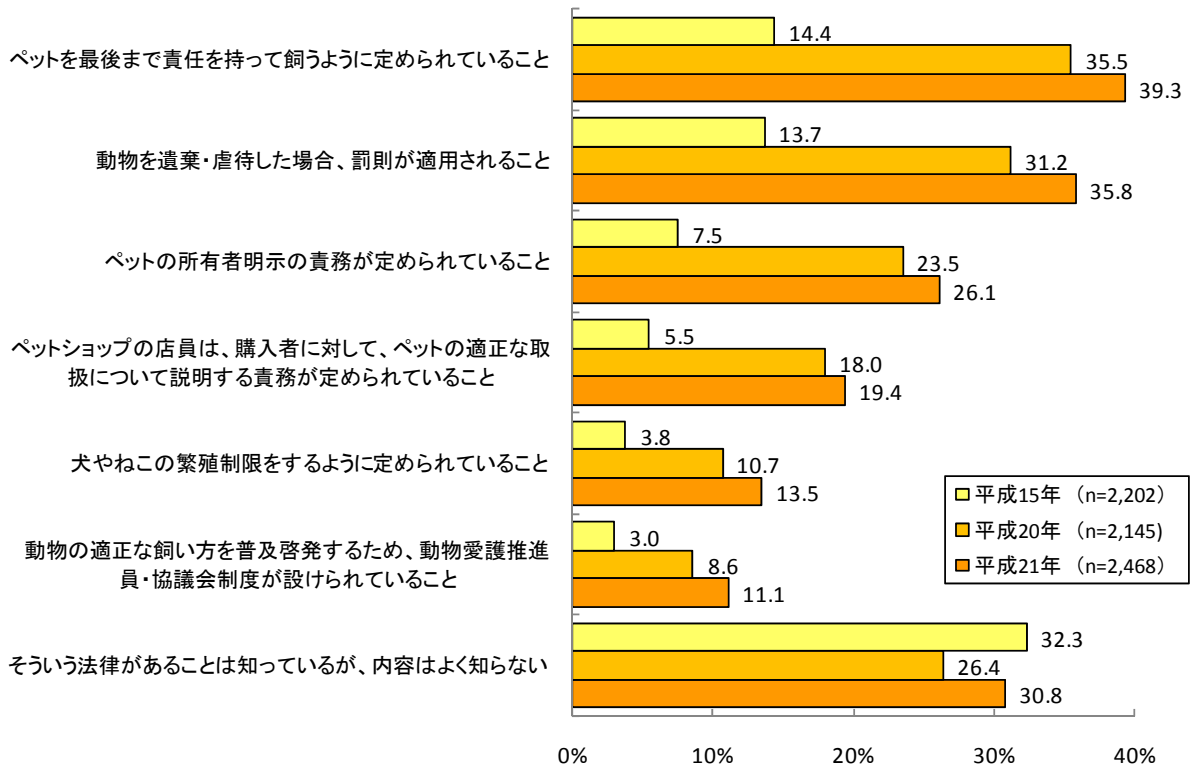
動物愛護管理法の一般認知度

- 国民の動物愛護管理法の認知度が約 79%に増加。
- 動物愛護管理法の主な規定の認知度も、平成 15 年と比べそれぞれ大幅に増加。

動物愛護管理法の認知度



動物愛護管理法の主な規定の認知度

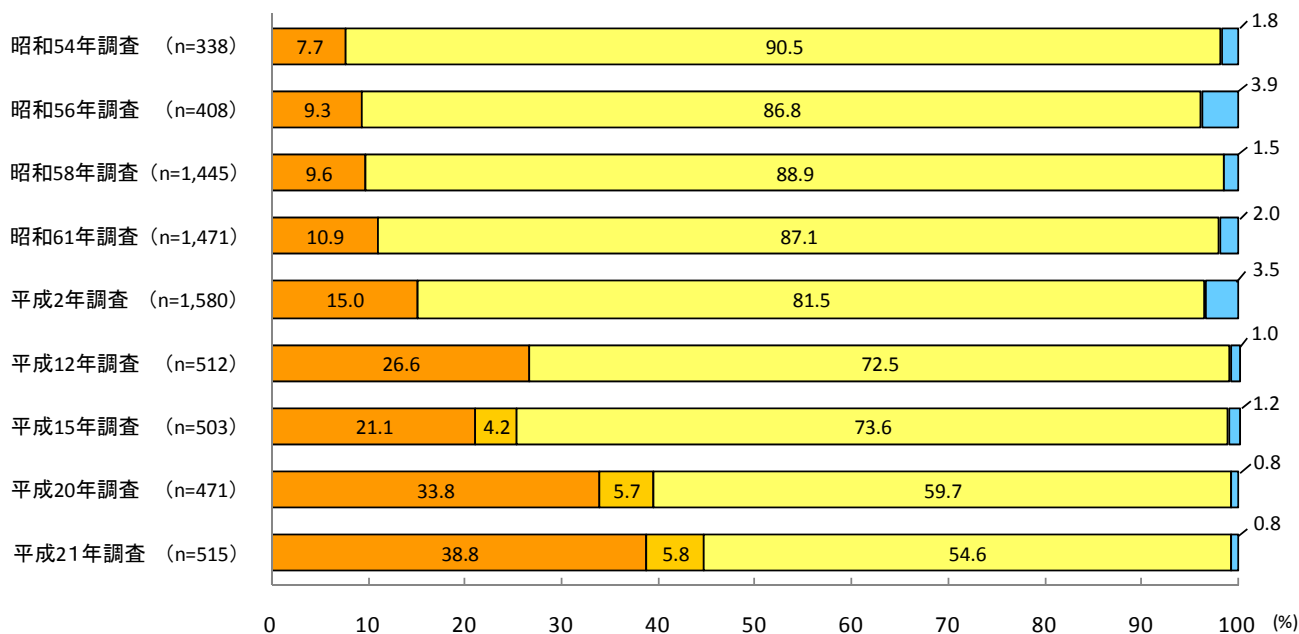


○昭和 61 年～平成 15 年 内閣府調べ ○平成 20～21 年 環境省調べ

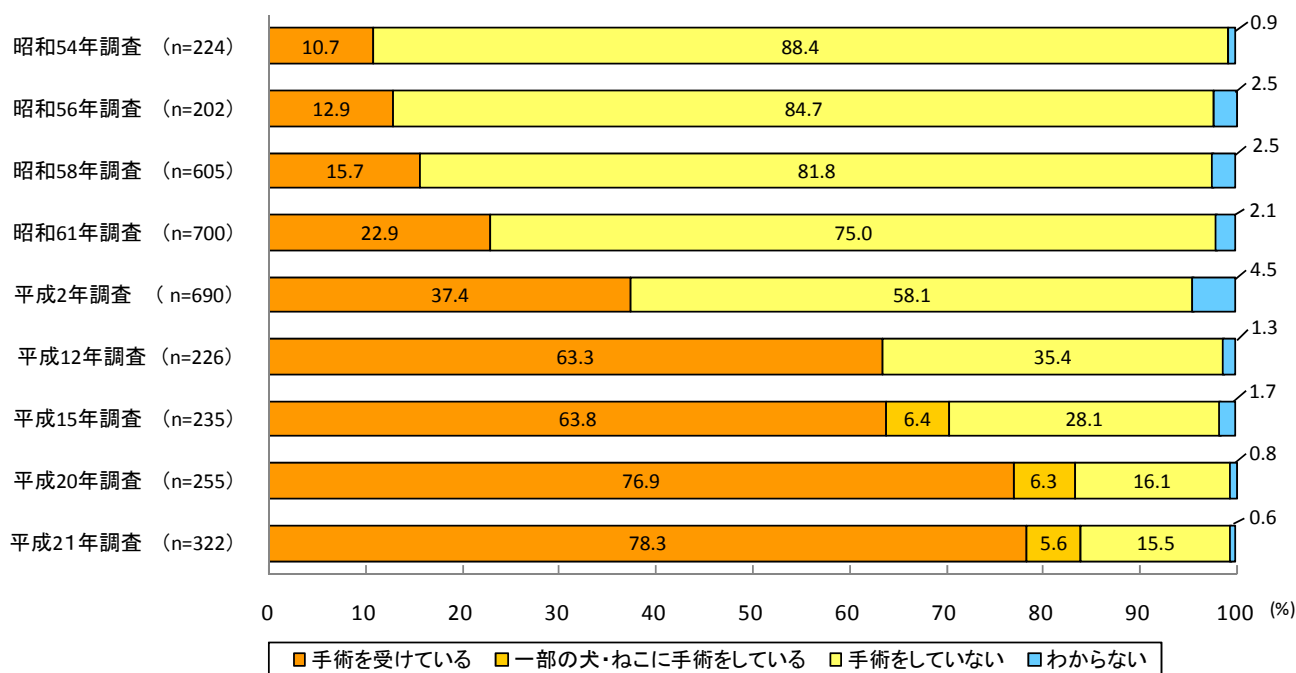
犬・ねこの不妊去勢措置

- 犬の不妊去勢措置の実施率は約 45%に増加。
- ねこの不妊去勢措置の実施率は約 84%に増加。

犬の不妊去勢措置の実施率の推移



ねこの不妊去勢措置の実施率の推移

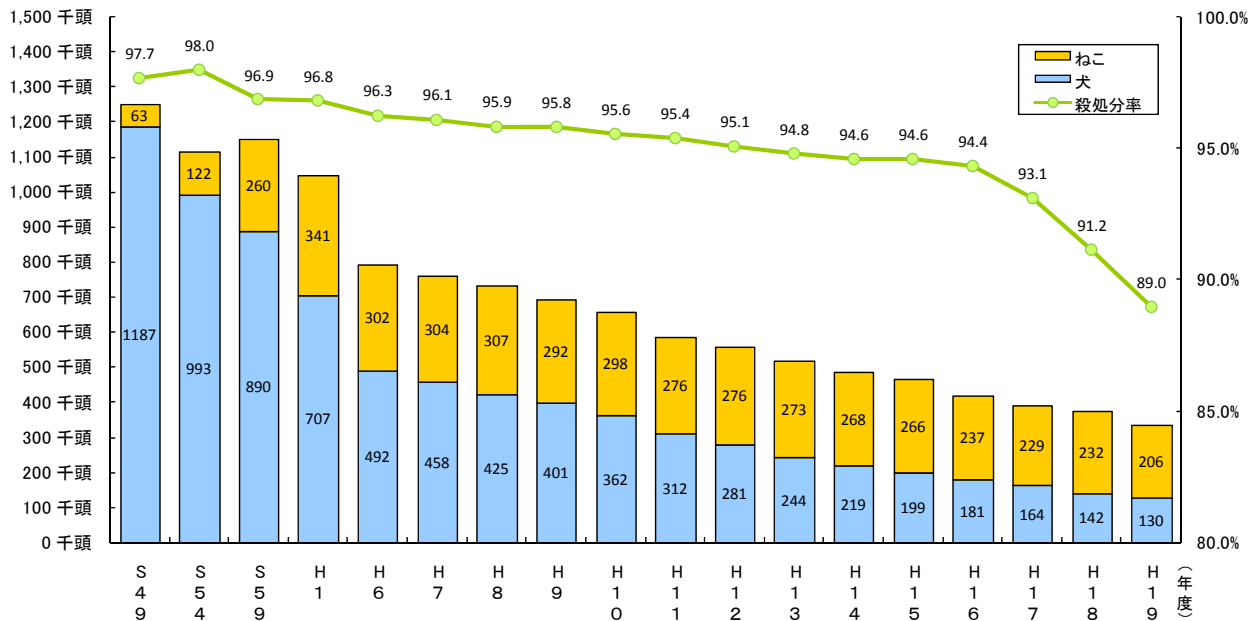


○昭和 54 年～平成 15 年 内閣府調べ ○平成 20～21 年 環境省調べ

犬・ねこの引取り数、返還・譲渡数

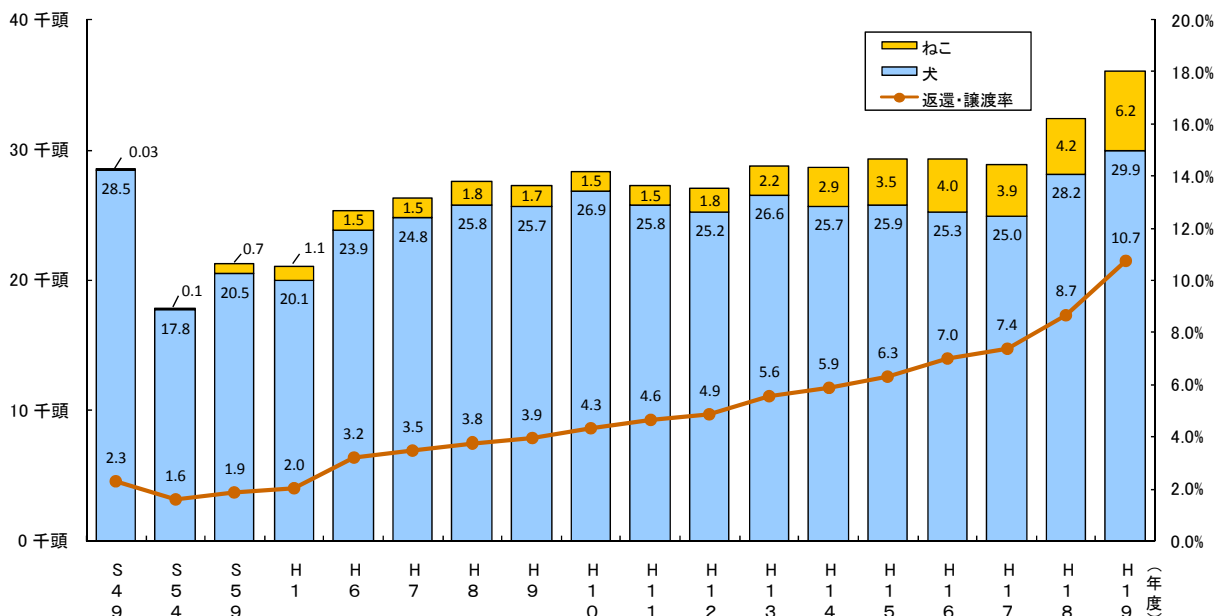
- 犬・ねこの引取り数は、平成16年度と比べ約20%減少（H19年度 約34万頭）。
- 犬・ねこの返還・譲渡数は、平成16年度と比べ約25%増加（H19年度 約3.6万頭）。

全国の犬・ねこの引取り数の推移



平成17年度以前の犬の引き取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値である

全国の犬・ねこの返還・譲渡率の推移



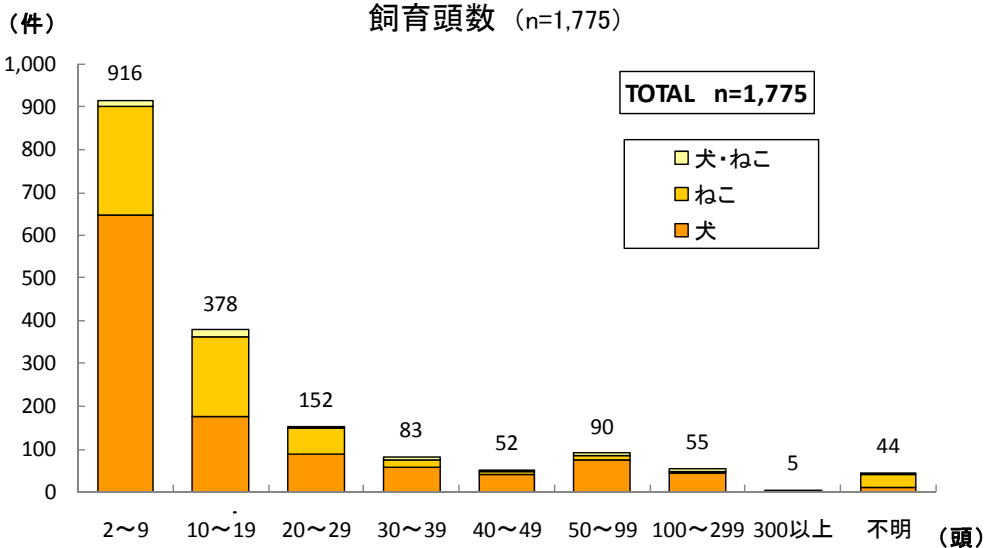
平成17年度以前の犬の引き取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値である

○昭和49年度～平成10年度 総理府調べ ○平成11年度～平成19年度 環境省調べ

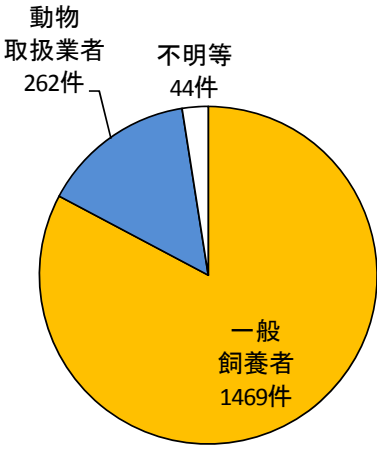
多頭飼育の現状（都道府県等アンケート）

都道府県、政令指定都市、中核市を対象として、平成18年度～19年度の2カ年における多頭飼育に関する苦情と対策の現状についてアンケートを行った。2頭以上の犬とねこの飼養については、延べ1,775件の回答があった。

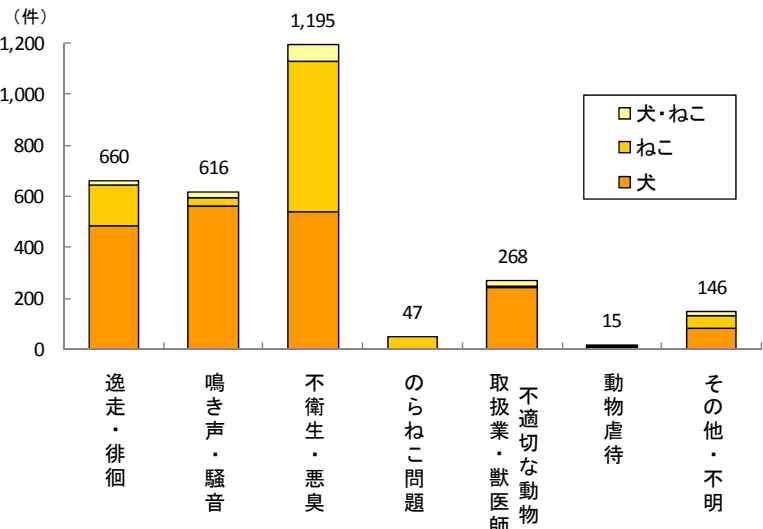
- 飼育頭数 20 頭未満の例が全件数の 7 割。
- 少数であるが、飼育頭数 50 頭以上の大量飼育にかかる例もある。
- 一般飼養者による例と動物取扱業者による例がある。
- さまざまな苦情が発生しているが、周辺的生活環境の悪化(例:鳴き声・騒音、不衛生・悪臭)や生命・身体・財産への危害のおそれ(例:逸走・徘徊)が多い。
- 行政の対応は、口頭による指導が大半であるが、文書による指導、法令による対応に発展する例も少数ある。



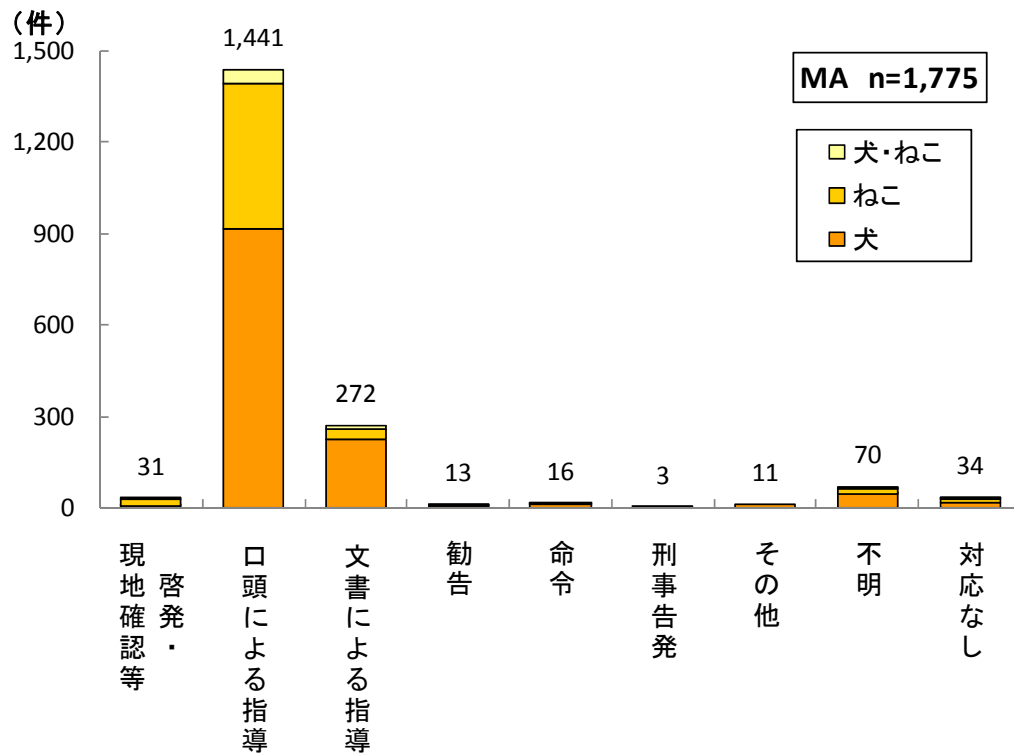
飼育の主体 (n=1,775)



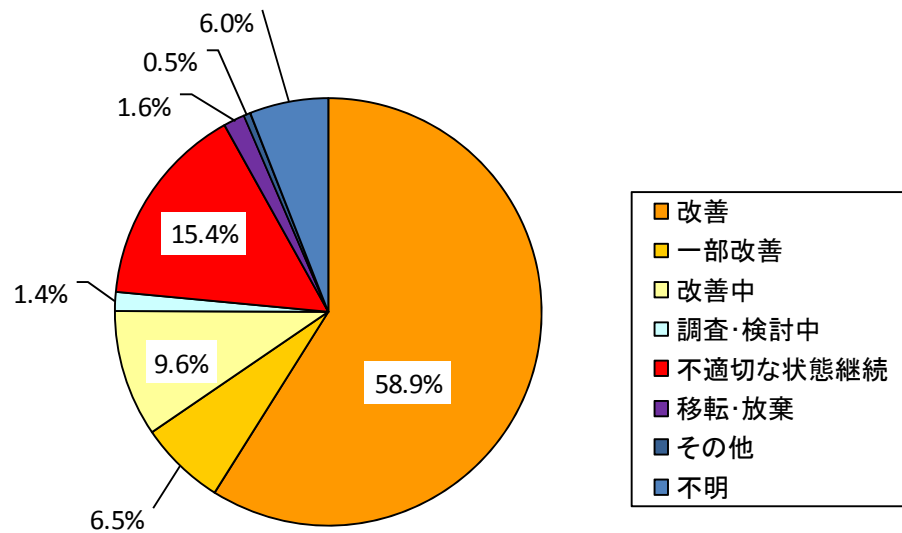
苦情の内容 (MA n=1,775)



多頭飼育に対する行政指導等の対応 (n=1,775)



対応後の状況 (n=1,741)



注: 本アンケートでは、多頭飼育の例として、2頭以上の動物を飼育しており、苦情が発生または指導等を行った例について質問した。

多頭飼育に関連した新聞報道事例

最近 5 年間(平成 16 年 1 月～平成 20 年 12 月)に多頭飼育に関連して新聞で報道された事例を、新聞記事検索によって抽出した。

- 新聞報道されるのは、飼育頭数 50 頭以上の大量飼育の事例が多い。
- 一般飼養者は、捨て犬を集めて繁殖してしまう等の経緯で多頭飼育に至る。
- 飼育頭数の増加と、経済力不足や高齢による衰えなどによる管理能力の低下によって管理が難しくなり、トラブル等が発生する。
- トラブル等には、周辺的生活環境の悪化、生命・身体・財産への危害、不適正な飼養等がある。

新聞報道された多頭飼育の事例

	報道の時期	飼育場所	飼育動物飼育頭数	飼育主体	多頭飼育の経緯	トラブル等の類型	トラブル等の経緯と内容
1	H13.12～H18.12	山梨県都留市	犬約 400 頭	一般飼養者	飼いきれない犬を引受け。繁殖防止をせず頭数が増加。	生活環境の悪化	山林や自宅敷地で約 10 年前から多数の犬を飼い、以前から周辺住民から騒音や悪臭に苦情があった。県の再三の指導に関わらず、状況が改善せず、H13.12 に改善勧告(動愛法)を発出。
2	H15.8～H16.3	香川県さぬき市	犬約 50 頭	一般飼養者	不明	生命・身体・財産への危害等	自宅の市営住宅の庭で約 10 年前から多数の犬を飼い、以前から周辺住民に襲いかかるなど苦情があった。H15.8 に新聞配達的女性を 3 匹の犬が襲い重傷を負わせた。
3	H17.12	岐阜県坂祝町	犬約 50 頭	動物取扱業者	ペットショップで多数の犬を飼育。	不適正な飼養	ペットショップで飼育していた犬 18 匹を不適正な飼養により死亡させたとして改善勧告(動愛法)。店内にはふん尿が散乱していた。
4	H18.3～11	長野県軽井沢町	犬約 300 頭	動物取扱業者	ブリーダーとして多数の犬を飼育。	生活環境の悪化	ブリーダーとして自宅の建物内外で多数の犬を飼育し、騒音や悪臭が生じて周辺住民から苦情。
5	H18.5	福岡県宮若市	犬約 50 頭	一般飼養者	野良犬を集めて飼育。	不適正な飼養	大阪府の自宅からの旅行時に、約 50 頭の犬をワゴン車後部に寿司詰めにして移動し、死亡・衰弱させ、宮若市の公園に捨てた。
6	H18.6～7	福井県あわら市	犬約 20～30 頭	一般飼養者	不明	生活環境の悪化	7～8 年前の転居時から自宅で多数の犬を飼い、騒音や悪臭で近隣トラブルが発生。
7	H18.10	広島県広島市	犬約 540 頭	動物取扱業者	多数の犬を用いるレジャー施設が経営不振で閉鎖され、残された犬を飼育。	不適正な飼養	H17.5 にレジャー施設が閉鎖された後、犬管理者が残された多数の犬を飼育していた。費用がかさむなどして衛生状態が悪化し、市が指導。H18.8 頃から給餌しないなどして一部を衰弱させた。

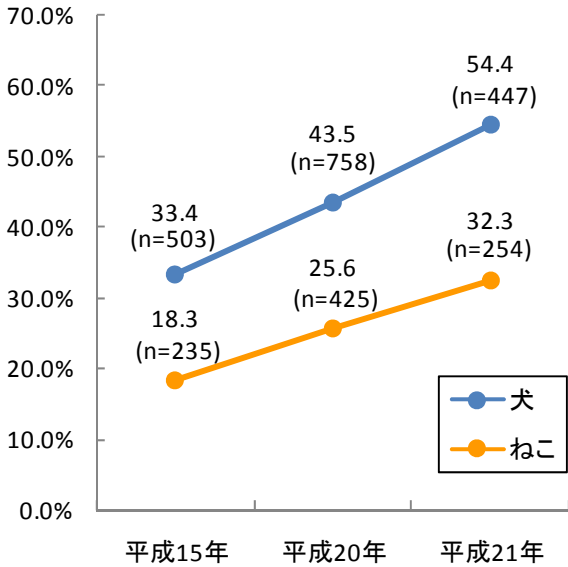
	報道の時期	飼育場所	飼育動物飼育頭数	飼育主体	多頭飼育の経緯	トラブル等の類型	トラブル等の経緯と内容
8	H18.12～H19.3	佐賀県鹿島市	犬約100頭	動物取扱業者	販売するため繁殖施設で多数の犬を飼育。	不適正な飼養	鹿島市内の繁殖施設で、多数の犬を飼育していた。H18 夏から飼養者の交通事故で管理が難しくなるとされ、施設の不衛生や給餌不足に至った。H18.11～12 に県が改善勧告、改善命令を发出。
9	H19.7～H20.4	宮城県仙台市	犬約100～150頭	一般飼養者	当初の数匹が、他の飼養者の遺棄、繁殖でさらに増加。	不適正な飼養等	農地・山などに囲まれた約600平方メートルの自宅敷地に十数年前から多数の犬を飼い、不衛生な状態に。敷地外への逸出もあり周辺住民から苦情。
10	H19.8	北海道石狩市	犬約150頭	一般飼養者	当初数匹であったが、捨て犬などを集めて飼育。繁殖で増加。	生命・身体・財産への危害のおそれ等	約3ヘクタールの原野をH2に購入し、次第に飼育する犬の数が増加した。H12頃には150頭になった。7、8年前から敷地外への逸出もあった。
11	H19.8	石川県金沢市	犬とねこ約30頭	一般飼養者	捨て犬・捨てねこを集めて飼育。	不適正な飼養	2年前から捨て犬や捨てねこを世話するようになったが、経済的余裕がない、入院する等で管理が難しくなった。不衛生な状態で、一部は給餌不足や病気で衰弱。
12	H19.9	山口県山陽小野田市	ねこ約30頭	一般飼養者	不明	不明	自宅である長屋形式の市営住宅の部屋で、多数のねこを飼育。住民からの苦情。市の指導に関わらず改善せず。
13	H20.2～7	沖縄県名護市	犬約60頭	一般飼養者	捨て犬を集め、次第に数が増加。	生活環境の悪化	住宅地内の自宅敷地で、H13頃から犬を飼い始め、多数を飼育。H20.1に周辺住民の苦情があり、放し飼い、騒音、悪臭、不衛生などを県が確認。指導に応じず、H20.7に改善命令(動愛法)。
14	H20.7～11	静岡県小山市	犬約90～120頭	一般飼養者	捨て犬や野良犬を集め、飼いきれない犬を引受けて飼育。	生命・身体・財産への危害のおそれ等	小山市内の山中、集落から800メートル離れた小屋と敷地に多数の犬を飼育。御殿場市の自宅から通っていたが、高齢や餌代不足で管理が難しくなった。逸出があるなどで周辺住民から苦情。
15	H20.7	岐阜県高山市	犬約数十～300頭	一般飼養者	元ブリーダーであり廃業後も多数の犬を飼育。	不適正飼養、生活環境の悪化	高山市内の別荘の敷地で、多数の犬を飼育。H15に移住したが、H19末に家族の体調不良で下呂市に移転。その後給餌せず、多数の犬が餓死。周辺の別荘所有者から騒音や悪臭の苦情も。

出典：G-Search データベースサービス「新聞雑誌記事横断検索」による新聞記事から作成
注：本表の記載は新聞記事の内容による。

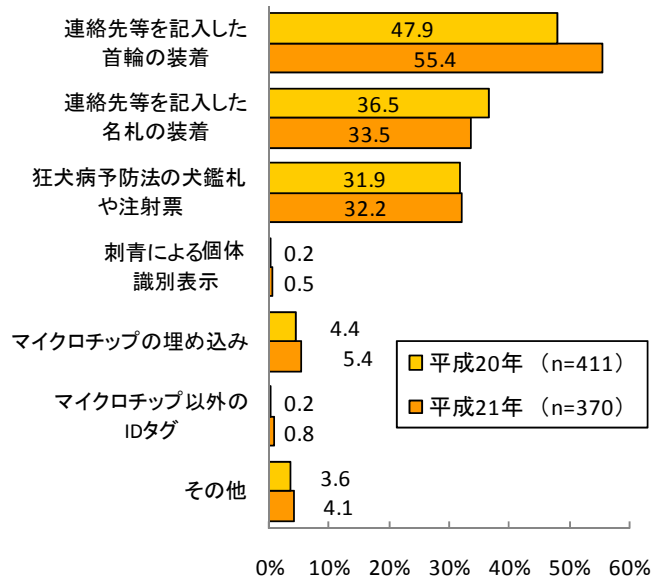
犬・ねこの所有明示（個体識別）措置

- 犬・ねこの所有明示措置の実施率は、犬で約 54%、ねこで約 32%に増加。
- 動物 ID 普及推進会議へのマイクロチップの登録数が約 22 万件に増加。

犬・ねこの所有明示措置の実施率

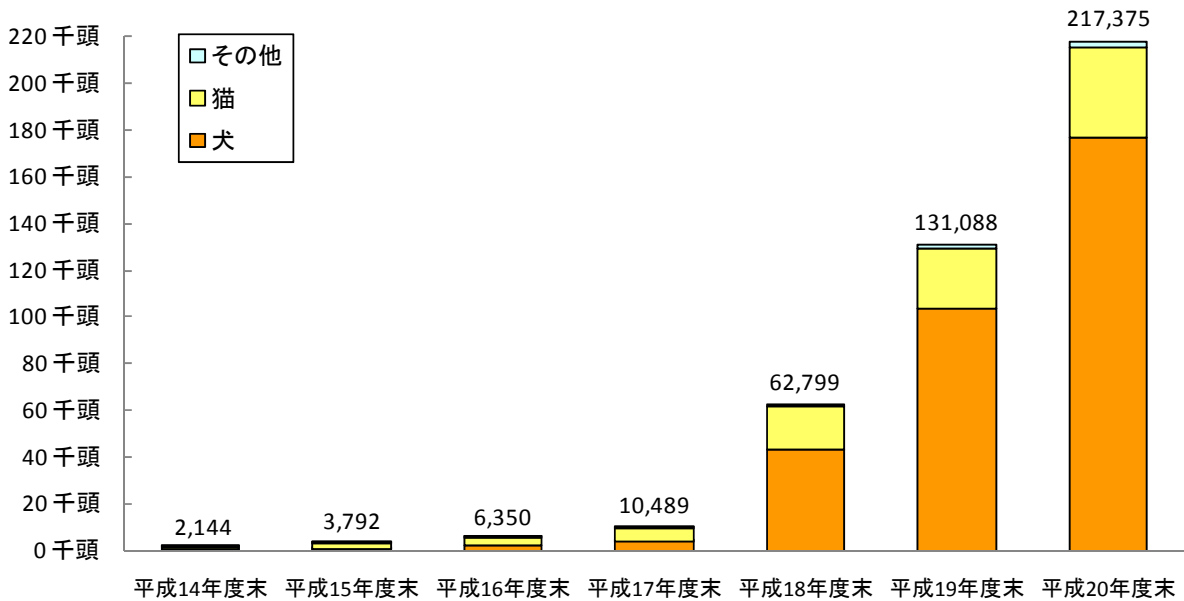


犬・ねこの所有明示措置の方法



○平成15年 内閣府調べ ○平成20,21年 環境省調べ

動物 ID 普及推進会議 (AIP0) へのマイクロチップの登録数 (累計)

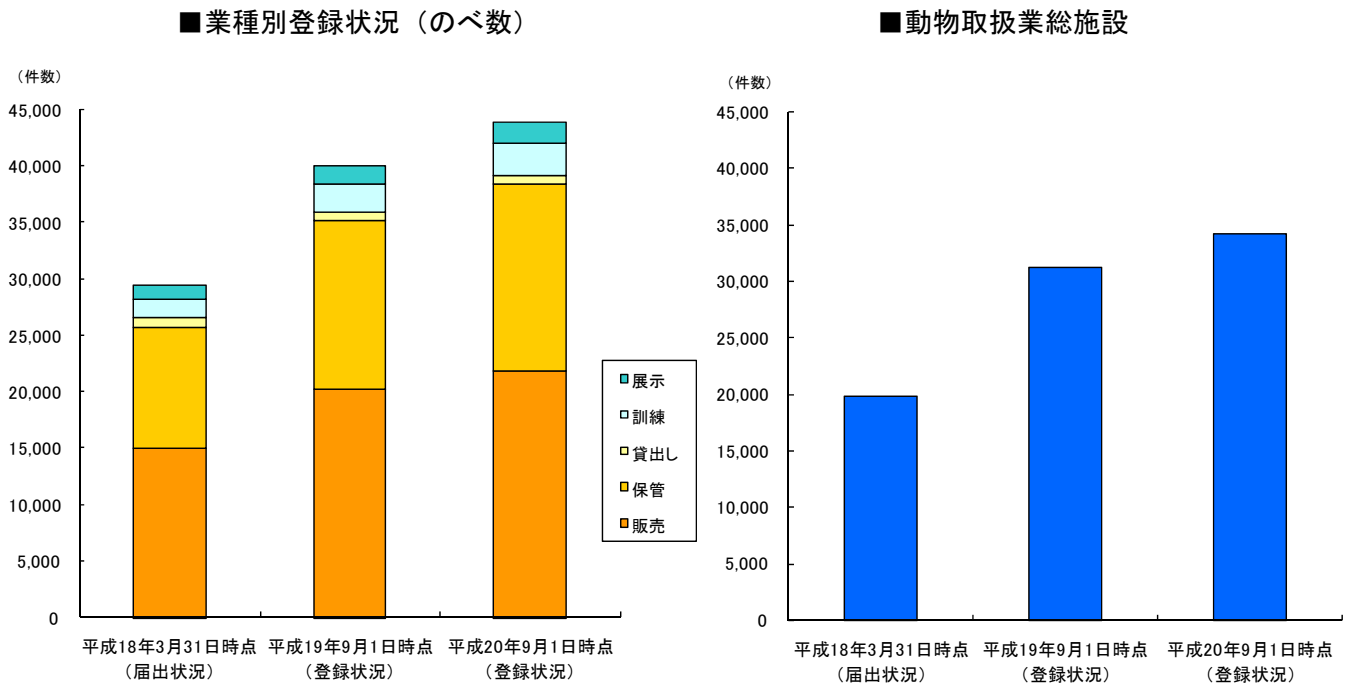


○動物 ID 普及推進会議 (AIP0) 調べ

動物取扱業の登録状況

- 改正動物愛護管理法によって動物取扱業の規制対象業種が拡大し、動物取扱業の登録施設数が約 1.7 倍に増加（平成 20 年 9 月 1 日現在で約 34 千件）。

動物取扱業の登録状況（改正動物愛護管理法施行前後の比較）



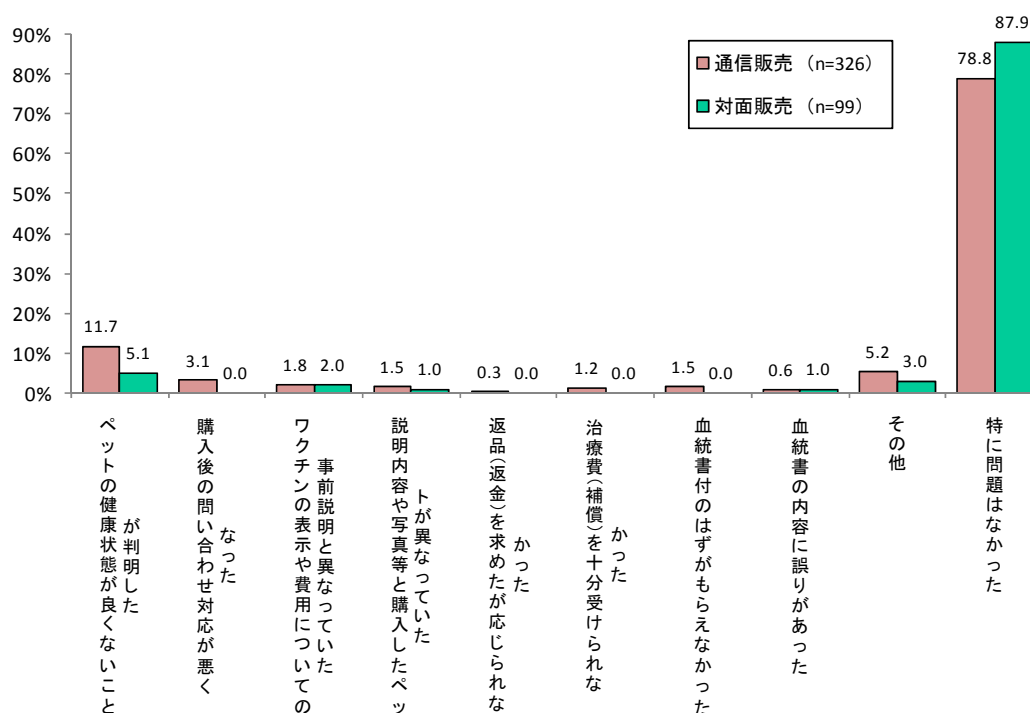
	動物取扱業種別内訳						動物取扱業 総施設数
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計 (のべ数)	
[旧]届出状況 (平成 18 年 3 月 31 日時点)	15,071	10,631	877	1,620	1,267	29,466	19,893
登録状況 (平成 19 年 9 月 1 日時点)	20,195	14,986	677	2,460	1,652	39,970	31,292
登録状況 (平成 20 年 9 月 1 日時点)	21,872	16,490	765	2,820	1,900	43,847	34,224

○環境省調

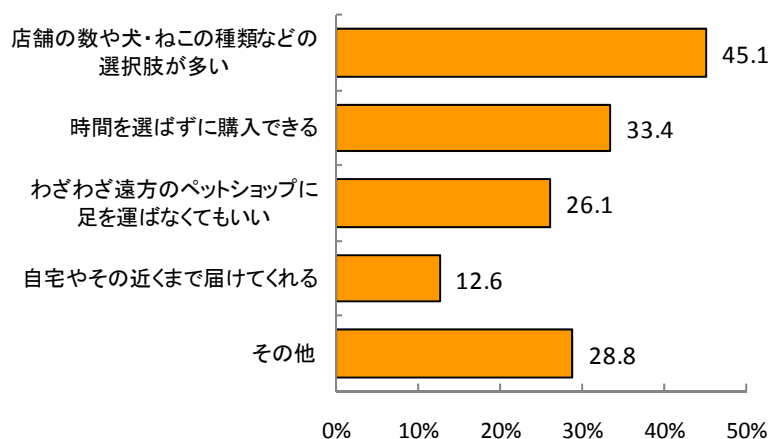
インターネット等における動物の通信販売について

- 犬・ねこの通信販売における購入後のトラブルについては、購入したペットの健康状態について、ややトラブルの多い傾向が見られたが、他は対面販売と概ね似た傾向となった。
- 犬・ねこの通信販売を利用した理由については、種類や店舗の選択肢が多い(約45%)、時間を選ばずに購入できる(約33%)等が上位を占めた。

購入後のトラブル（平成18年6月以降）



通信販売を利用して購入した理由 (MA n=326)



犬・ねこの流通・販売に関する推計

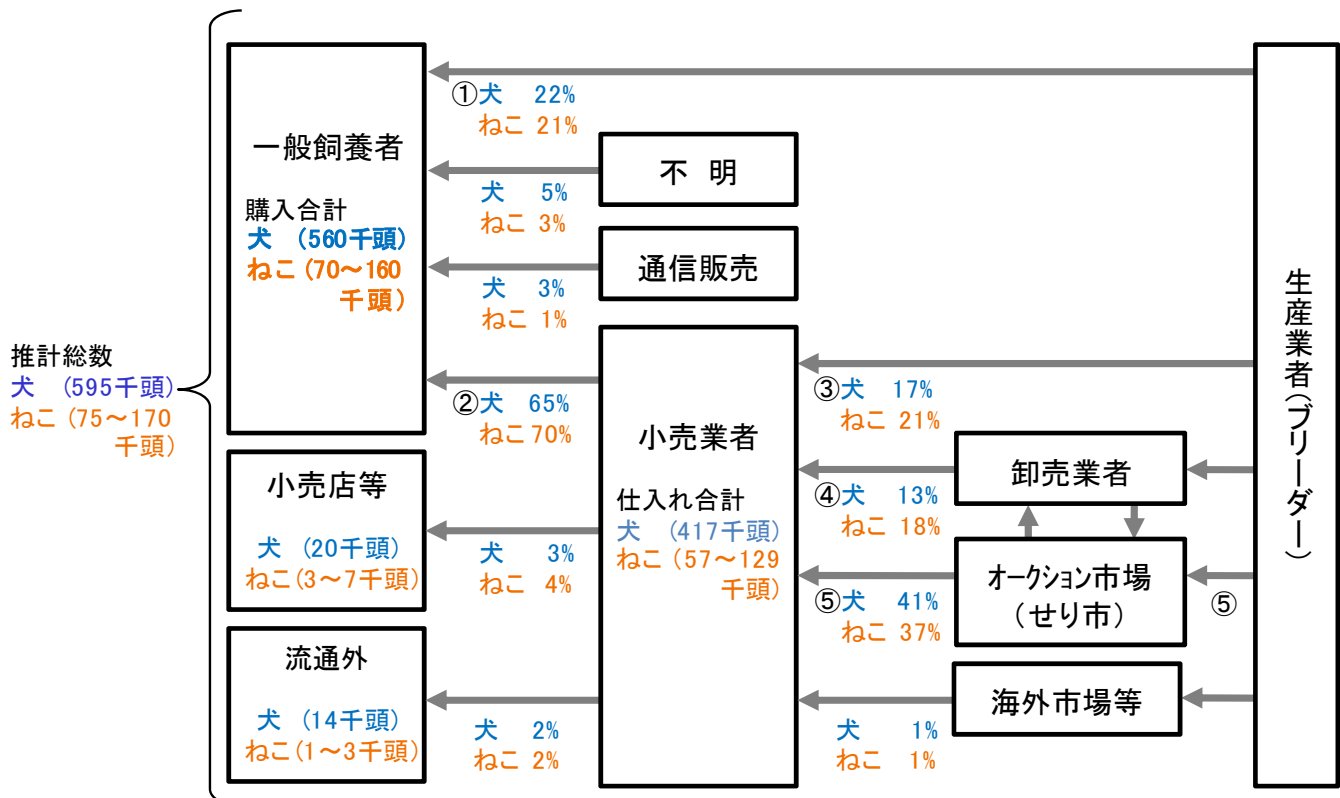
- 平成 20 年 1 月～12 月に一般飼養者へ販売された犬・ねこの総数は約 64 万～72 万頭と推計された(犬 約 56 万頭、ねこ 約 7 万～16 万頭)。
- 犬・ねこの一般飼養者への販売経路に占める割合は、小売業者からが犬で約 65%、ねこで約 70%、生産業者からが犬で約 22%、ねこで約 21%であった。
- ねこに比べ、犬の方が販売日齢は低い傾向にある。

平成 21 年 2 月～3 月に実施した「犬・ねこ販売及び流通に関するアンケート調査(全国ペット小売業協会会員 1,200 業者対象)」、「犬・ねこオークション調査(全国ペットパーク流通協議会会員 15 業者、非会員 1 業者対象)」、「犬・ねこ通信販売調査(一般飼養者対象)」及び全国ペットデータ年鑑 2009(野生社)掲載の各種データを基に、平成 20 年 1 月～12 月に流通した犬・ねこの、流通・販売パターンと流通量、幼齢動物流通・販売について推計した。

※今回の調査は、オークション市場については十分な回答数を得られているが、それ以外は業界の一部の回答であること、犬・ねこの流通形態は多様化しており必ずしも以下の図のように区分しきれない部分があること、アンケートの回答には主観が入っている可能性は否定できないこと等が限定条件として前提となっている。このため、今回の調査結果は、あくまでもアンケートの結果であり、必ずしも流通実態全体を客観的に示しているものではない。

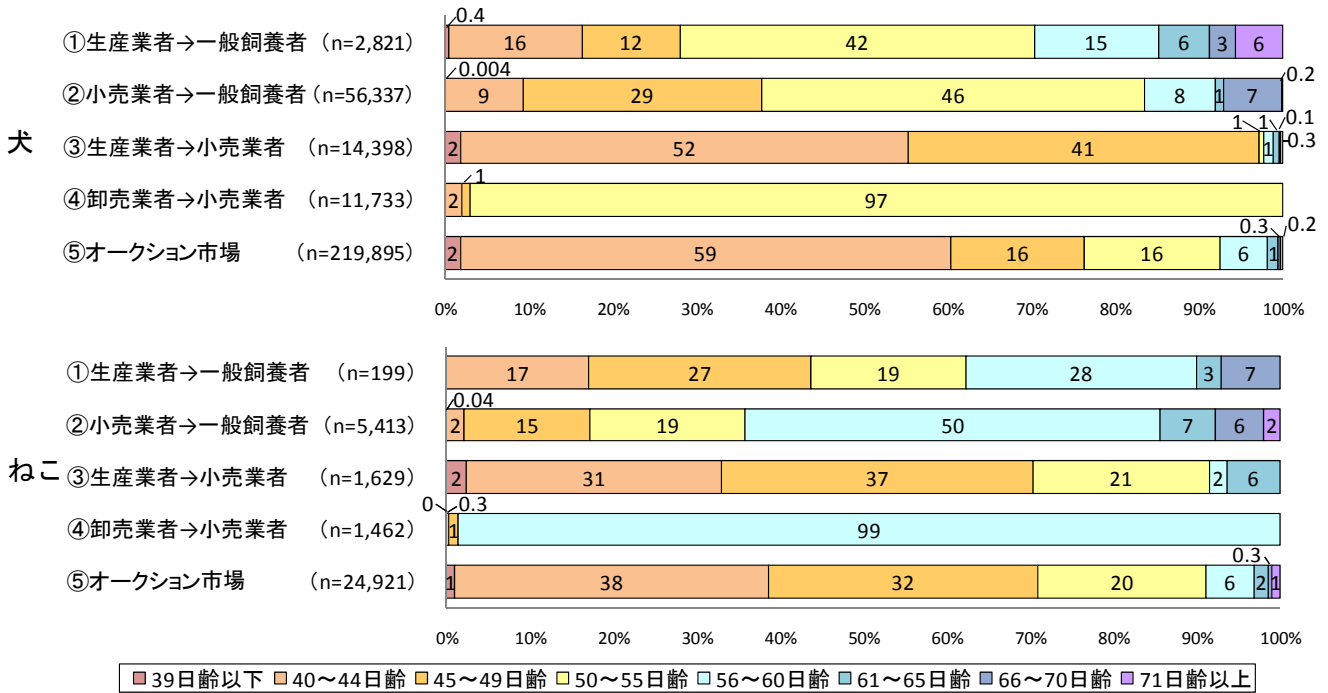
1. 流通・販売経路のパターンと流通量推計

平成 20 年 1 月～12 月に流通した犬・ねこの、流通・販売パターンと流通量を推計した。なお、図中の割合(%)は、推定総数に対する各経路での犬・ねこの流通量の割合を示す。



2. 流通・販売日齢について

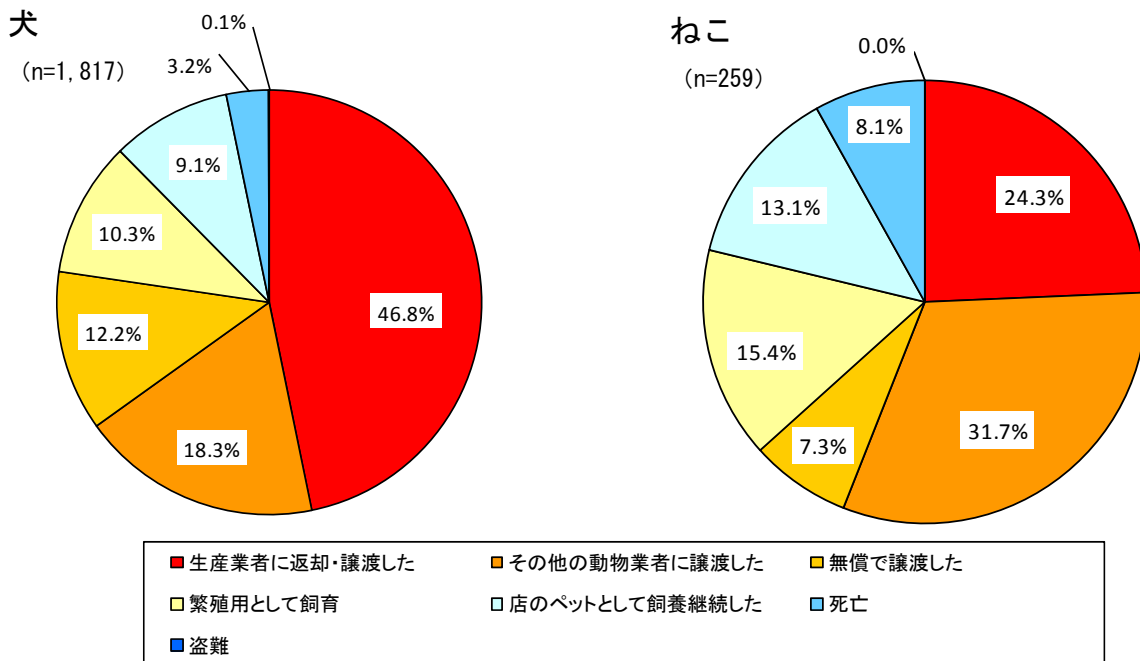
平成 20 年に小売業・生産業(全国ペット小売業協会会員)、オークション業(全国ペットパーク流通協議会会員)等で流通した犬、ねこを対象としている。



※①～④は全国ペット小売業協会会員 306 事業者 602 店舗対象、⑤は全国ペットパーク流通協議会会員 15 事業者、非会員 1 事業者対象のアンケート結果による

3. 流通外動物の取扱いについて

平成 20 年に 57 事業者 193 店舗で流通外動物（販売・流通ルートに乗らなかった動物）として取り扱われた、犬 1,817 頭、ねこ 259 頭を対象としている。

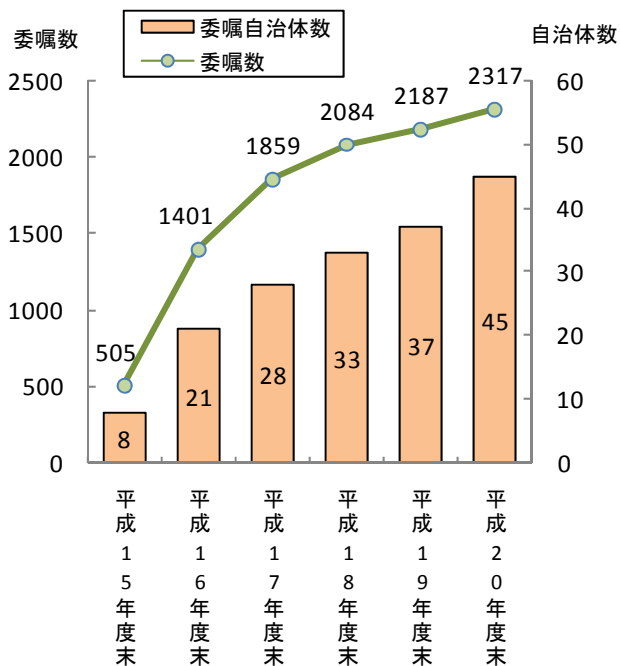


○環境省調べ

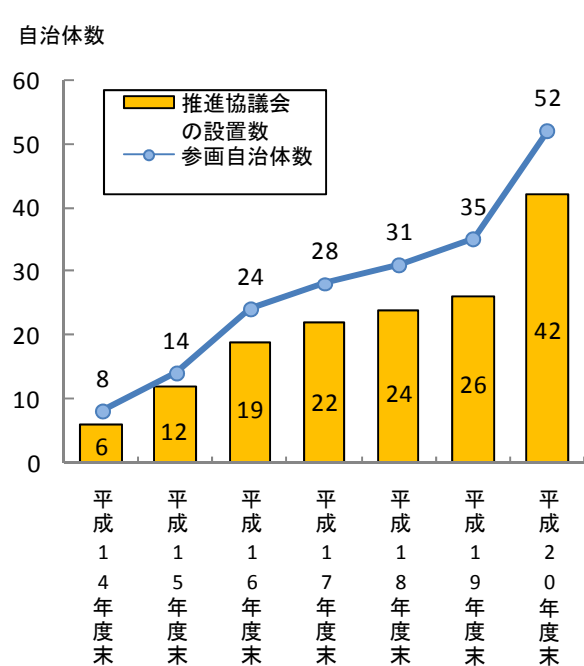
動物愛護推進員と動物愛護推進協議会

- 動物愛護推進員の委嘱数と動物愛護推進協議会の設置数は年々増加。
- 都道府県動物愛護管理推進計画より、都道府県における動物愛護推進員の委嘱と動物愛護推進協議会の設置は今後さらに増加する見込み。

動物愛護推進員の委嘱状況

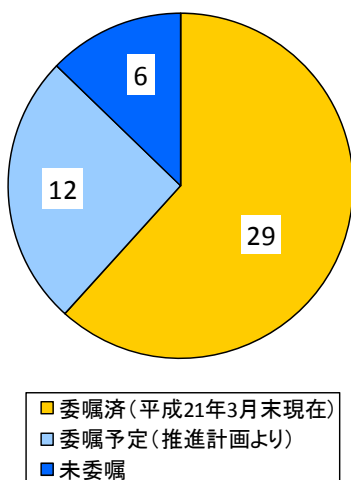


動物愛護推進協議会の設置状況



※対象は都道府県、指定都市、中核市（平成20年度末で103自治体）

動物愛護推進員の委嘱状況（都道府県）



動物愛護推進協議会の設置状況（都道府県）

